

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

平成十一年九月二十八日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片山善博

一の表及び二の表中「一・二パーセント」を「一・二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十一号

平成八年四月鳥取県告示第一百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片山善博

表中「一・〇パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・六二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百二十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給に

告示

- ◇告示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）
- 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）
- 保安林の指定予定（三件）（森林保全課）
- 保安林の指定解除予定（三件）（〃）
- 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）
- 漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）
- 漁業經營安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- 公募型指名競争入札の実施（管財課）
- 公募型指名競争入札の実施（三件）（管理課）
- ◇雑報 危険物取扱者試験の実施（消防防災課）
- 誤 平成十一年三月九日付鳥取県告示第一百三十九号中訂正

鳥取県告示第六百二十号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給に

ついて知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の備考以外の部分を次のように改める。

				中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率	利子補給率
				加工	流通施設整備		
三 生活環境施設整備資金	2 大企業に貸し付ける場合	1 大企業以外の者に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち 二億七千万円以下の部分	1業者に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	年二・三五パーセント	規則第二条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
	内 年二・一パーセント以内	内 年二・一五パーセント以内	内 年二・一パーセント以内	内 年二・一五パーセント以内	内 年二・一五パーセント以内	年二・四五パーセント	規則第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
	年一・二五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・〇パーセント	機関が貸し付ける場合
	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・九パーセント	機関が貸し付ける場合
	年〇・四パーセント	年〇・三パーセント	年〇・四パーセント	年〇・四パーセント	年〇・五パーセント	年〇・九パーセント	機関が貸し付ける場合
						年〇・八五パーセント	機関が貸し付ける場合

鳥取県告示第六百二十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字東谷コウゲ一五七、一五七の一、一五七の二、一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の一、一六〇、一六〇の一から一六〇の三まで、一六一、一六一の一、一六一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字権内屋敷七七二の一、七七五、七九四の二、七九五から七九七まで、字子持松一〇六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をできる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

平成十一年九月二十八日

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町榎市字竹ノ谷八八四、八八五、八九一、八九四、八九七の三、八九八、九〇〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による

字竹ノ谷八八四・八九七の三・八九八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をできる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

平成11年9月28日 火曜日

東伯郡三朝町大字片柴字奈良木一九三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字別所字南関西平七五一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上代山三九九四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百二十九号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由

- 水源のかん養

表の一の項及び二の項中「一・二パーセント」を「一・一五パーセント」に、「一・〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の三の項中「一・一五パーセント」

ト」を「一・一パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・九パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「一・二パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の八の項中「一・二パーセント」を「一・二五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・二パーセント」を「一・二五パーセント」に、「一・〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「一・〇パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・二パーセント」を「一・二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年九月二十八日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 の表規則別表第六号の資金の項中「二・六パーセント」を「一・七二五パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・六二五パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び二の表中「一・五パーセント」を「一・六パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・七五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年五月十三日 鳥取県指令米土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字淀江字中溝

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨木市東太田三丁目二一一〇

株式会社トリーカ 代表取締役 高田 辰義

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務概要

(1) 業務名 鳥取県警察本部庁舎建設工事の基本設計業務

(2) 業務の内容 建物の基本設計業務（建築設備、外構及び付帯工事に係るもの（含む。）

(3) 履行期間 契約日から平成12年3月21日（火）まで

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

なお、共同企業体の場合にあっては、2名により構成し、すべての構成員がアからカまでの条件を満たすとともに、共同企業体がキの条件を満たし、かつ、クの条件を満たす者を構成員に含まなければならない。

ア 烏取県内に本店たる事業所を有すること。

イ 平成10年12月鳥取県告示第830号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築に関するもの（有すること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

エ 本件業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。

オ 平成11年9月28日（火）から同年10月13日（水）までの間のいづれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。

カ 鳥取県県庁舎整備基本計画策定調査業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。

キ 平成11年9月28日（火）現在で建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者を5名以上専属で有している者であること。

ク 平成元年度以降に契約当事者として、昭和54年建設省告示第1206号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）別表第1の第2類（庁舎及び事務所並びにこれらに類する建築物に限る。）又は第3類の建築物であって延べ床面積が5,000m²以上のものの建築設計を行った実績を有すること。

ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

3 競争入札参加者の指名に係る手続等

(1) 担当部局

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎2階
鳥取県総務部管財課

電話番号 0857-26-7765

(2) 参加表明書説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成11年9月28日（火）から同年10月13日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

なお、書留郵便により、返信用封筒（定形外角2の大きさのもので、810円の

日曜火曜日

平成11年9月28日

切手をはり付けたもの) を同封して交付の依頼のあった場合には、郵送する。

(3) 参加表明書の提出方法等

ア 提出方法

本件入札に参加を希望する者は、参加表明書説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

なお、郵送による場合は、平成11年10月13日(水)までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 競争入札参加者の指名

提出された参加表明書を基に、次の項目について審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

ア 主要業務に係る実績

イ 専門分野別技術職員の状況

ウ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況

報 公 告 鳥 取 县

平成11年9月28日 平成11年9月28日

7

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 一般県道俵原青谷線道路改良工事(善田橋(仮称)上部工)

(2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷

(3) 工事内容 本件工事は、一般県道俵原青谷線の橋りょう上部工($L=46.3m$ 、 $W=20.0m$)

を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重: B活荷重

上部工型式: 単純非合成鋼製桁橋(耐候性鋼材)

橋 長: $L=46.3m$

支間長: $L=45.4m$

幅 員: 全体 $W=20.0m$

(内訳 車道= $6.5m \times 2$ 、歩道= $3.5m \times 2$)

平面線形: 直線橋 斜角 $77^{\circ} 12' 13''$ (右岸)

架設工法: クレーン工法(クレーン併用架設桁架設工法)

(5) 工期 平成11年11月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 266,155,050円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 平成11年10月13日(水)から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入

札参加資格者指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた者又はその者を構成員に含む共同企業体とは、契約を行わない。

2 技術資料の提出ができる者
技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で

平成11年9月28日 田曜火

あること。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

- (3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものと有すること。

- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,150点以上であること。

- (5) 平成11年9月28日（火）から同年10月7日（木）までの間のいづれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいづれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (7) 平成2年度以降に、工事が完成し引渡しが完了している単純非合成鋼板桁橋（道路橋に限る。）上部工の部製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

- (8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成2年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。

- イ 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級又は2級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

ウ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格

者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年9月28日（火）から同年10月7日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

鳥取県公団

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 一般国道482号橋りょう整備工事（上部工）

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字福本

(3) 工事内容

本件工事は、一般国道482号の橋りょう上部工（L=72.0m、W=8.0m）を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重
上部工型式：単純鋼床版箱桁橋

橋 長：L=72.0m

支間長：L=70.8m

幅員：全体 W=8.0m
(内訳 車道=3.0m×2)

平面線形：曲線橋 斜角90°

架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）

(5) 工期 平成11年11月から平成12年10月14日まで

(6) 予定価格 377,626,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものと有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,150点以上であること。

(5) 平成11年9月28日（火）から同年10月7日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。

(6) 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申請立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 平成2年度以降に、工事が完成し引渡しが完了している鋼床版箱桁橋（道路橋に限る。）上部工の橋製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(8) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又

平成11年9月28日 火曜日

鳥取県公認

は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成2年度以降において、同種工事の現場経験を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(1級又は2級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(エ) 技術資料その他の提出された書類は、返却しない。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年9月28日(火)から同年10月7日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。
イ 提出方法

持参すること。

1 工事の概要

(1) 工事名 主要地方道西伯根雨線緊急地方道路整備工事(改良)(中1号橋上部工)

(2) 工事場所 西伯郡西伯町大字中

(3) 工事内容

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号

0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他の提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないとそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

設計荷重：B活荷重

上部工型式：ポストテンション方式単純T桁橋

橋長：L=33.2m

支間長：32.32m

幅員：全体 W=11.25m

((内訳 車道=3.0m×2、歩道=3.5m))

平面線形：直線橋 斜角60°

架設工法：架設橋架設工法

(5) 工期 平成11年11月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 96,581,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による

共同施工とする。

イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による

自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が

同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必

要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）

のうち、一般土木工事に係るものとすること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果に

おける土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

オ 平成11年9月28日（火）から同年10月7日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

キ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級又は2級）検定の合格証明書の交付を受けて

いる者であること。

（イ）監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレス・コンクリート工事に係るものとすること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果におけるプレストレス・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上の者であること。

ウ 平成2年度以降に、P.C.橋（道路橋に限る。）上部工の橋製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

平成11年9月28日

報 告 県 鳥 取

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

（2）のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年9月28日（火）から同年10月7日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

（3）技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（6）本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないとそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

雜 報

消防法（昭和23年法律第186号）第3条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成11年9月28日

財団法人消防試験研究センター理事長 小宮多喜次

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成11年11月28日（日）午後1時15分から	
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成11年11月28日（日）午前10時15分から	

試験場	
鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第一会議室	鳥取市尚徳町101—5
鳥取県立倉吉体育文化会館第二会議室	鳥取市尚徳町101—5
米子商工会議所大会議室	倉吉市山根529—2
米子市職業能力開発促進センター大教室	米子市加茂町二丁目16
受験願書の受付期間	米子市古豊千520
平成11年9月27日（月）から同年10月8日（金）まで（郵送による場合は、平成11年10月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）	平成11年11月九日㈯鳥取県知事第111号（緊急令の掲載外便りの件）廿六の廻版に記載のとおりとする。
受験願書の提出先	正 河　武　行　羅
〒680—0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階	正 田野三地域森林総合管理課
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持參又は郵送によること。）	相伯町森林整備部
受験手数料及び納付方法	正 『　』十八　『　』
受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。	正 相伯町森林整備部
その他	正 正
(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。	正 正
(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857—26—8389）に照会すること。	正 正